

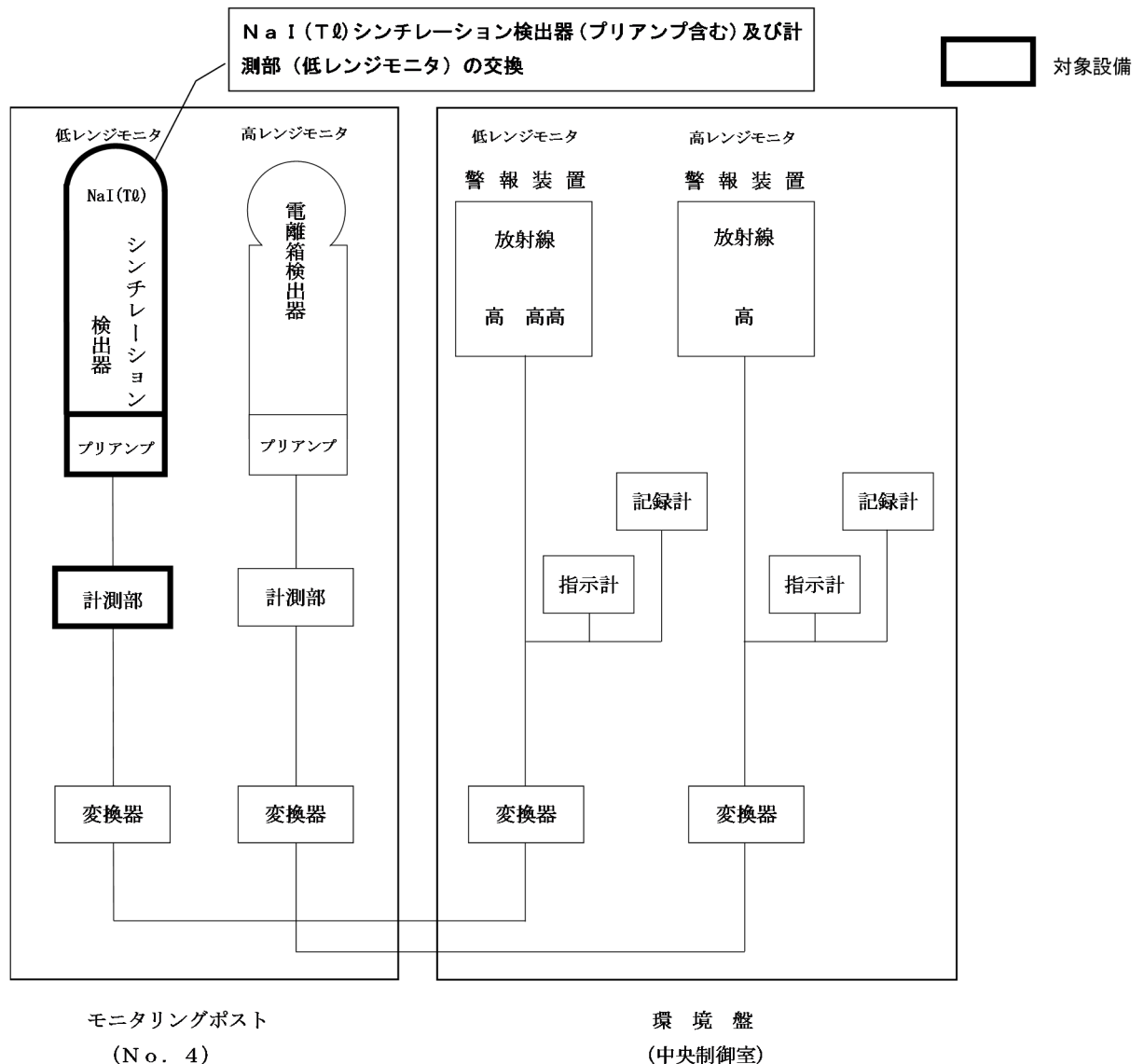
モニタリングポストNo. 4取替工事に伴う
原子力災害対策特別措置法第11条第3項に基づく現況届出について

1. 概要

- 志賀原子力発電所では、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づき、放射線測定設備としてモニタリングポストを7式設置している。
- そのうち、モニタリングポストNo. 4について、2020年11月12日に低レンジモニタの検出器（プリアンプ含む）及び計測部の交換を実施し、12月11日、社内検査により設備の健全性を確認した。
- このため、原子力災害対策特別措置法第11条第3項に基づく届出及び同条第5項に基づく性能検査申請を実施する。

2. 対象設備

- ・検出器（NaI(Tl)シンチレーション検出器（プリアンプ含む））
- ・計測部



モニタリングポストNo. 4 工事概要図